

ひ た し
日田市

しょう さ べつ かいしょう
障がいによる差別を解消し

だれ ところ ゆた く
誰もが心豊かに暮らせる

じょう れい
まちづくり条例

ひ た し だれ たが そんな きょうせい
日田市では、誰もがお互いに尊重しあいながら共生する
おこな じょうれい せいてい
まちづくりを行うため、条例を制定しました。



ひ た し
日田市

じょうれい 条例のポイント



イメージ・キャラクター
ポップスくん

作者 大倉 薫さん
(日田市在住)

しょう しゃ さ べつてきと あつか ぎゃくたい きん し だい じょう 障がい者への差別的取り扱いや虐待を禁止します。(第7条)

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう しょう ひと ひと
障がいのある人に対し、正当な理由もなく、障がいを理由に、障がいのある人をない人
くべつ せいげん りゆう ぎゃくたい
と区別したり、制限したりしてはいけません。また、どんな理由であれ、虐待はしてはい
けません。

しょう しょう しゃ そうご りかい そくしん だい じょう 障がいや障がい者への相互理解を促進します。(第8条)

しょう ひと ちいき たが りかい ふか けんしゅう しょう ひと ひと
障がいのある人と地域でお互いに理解を深める研修や、障がいのある人もない人も
いっしょ こうりゅう たが し あ きかい ふ
一緒に交流ができ、お互いのことを知り合える機会を増やしていきます。

ごうり てきはいりよ ていきょう と く だい じょう だい じょう 合理的配慮の提供に取り組みます。(第9条・第10条)

しょう ひと かぞく てだす ひつよう はいりよ いし つた ばあい
障がいのある人やその家族から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられた場合、
ふ たん おも はんい しょう おう ごうりてき たいおう ひつよう
負担が重すぎない範囲で、障がいに応じて合理的な対応をする必要があります。

かいけつ し く つく だい じょう だい じょう トラブル解決の仕組みを作ります。(第11条～第17条)

しょう ひと かぞく さべつ ぎゃくたい かん し そうだん
障がいのある人やその家族は、差別や虐待に関することを市に相談することができます。
ひつよう おう ひ た しょう しゃさべつかいしょうちょうせいいいんかい せっち じよげんとう おこな てきとう
必要に応じて、日田市障がい者差別解消調整委員会を設置し、助言等を行うことが適当と
みとめられたときは、市長は助言やあっせんを行います。
じよげん かんこく したが ばあい しめい かんこくないよう こうひょう
もし、助言や勧告に従わない場合は、氏名や勧告内容を公表します。

ふとう さ べつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう つぎ こうい
障がいのある人に対し、正当な理由もなく、障がいを理由として、次のような行為が
きんし
禁止されています。

- × サービスや各種機会の提供を拒否する。
- × 場所や時間帯などを制限する。
- × 障がいのない人にはつけない条件をつける。

せいとう りゆう ほんだん ばあい しょう ひと りゆう せつめい りかい え
正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得る
よう つと たいせつ
よう努めることが大切です。

ぐたいてきじれい 《具体的事例》

- ◎ くるま もうどうけん かいじょしゃ しょう かん りゆう にゅうてん きよひ
車いすや盲導犬、介助者など、障がいに関することを理由にして、入店を拒否する。
- ◎ しょう じょうしゃ ばしょ じ かんたい せいげん
障がいがあることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限する。
- ◎ しょう ひと たい しょう りゆう せいやくしょ ていしゅつ もと など
障がいのある人に対し、障がいを理由とした誓約書の提出を求める。 など

ごう り てき はいりよ 合理的配慮とは

しょう ひと しゃかいてきしょうへき と のぞ
障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために、
て だす はいりよ ひつよう い し つた しょう
手助けや配慮を必要とする意思が伝えられたときに、障
がいのない人と同じように活動できるように、負担が重
すぎない はんい せつび へんこう ちょうせい おこな
範囲で、ルールや設備などの変更や調整を行う
ことをいいます。



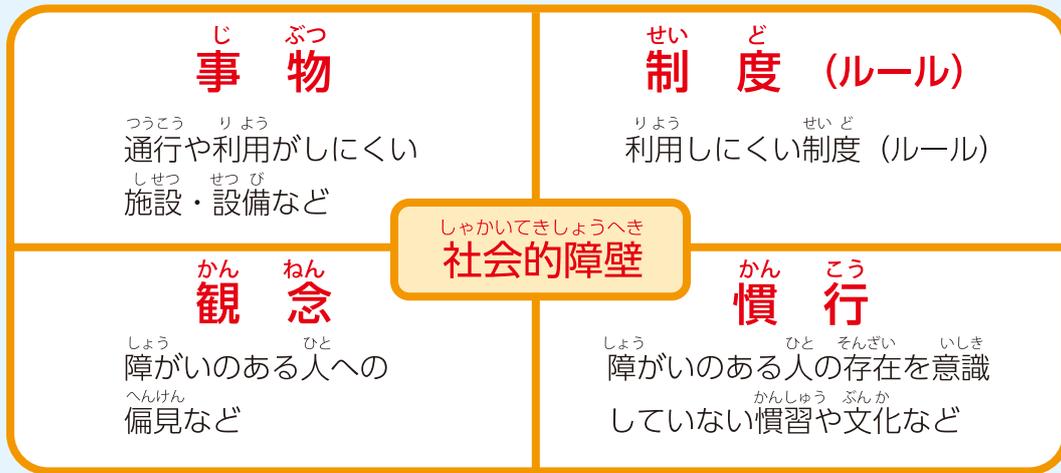
ぐたいてきじれい 《具体的事例》

- ◎ だんさ ばあい つか ほじよ
段差がある場合には、スロープなどを使って補助する。
- ◎ たか ところ ちんれつ もの と わた
高い所に陳列された物などを取って渡す。
- ◎ ひつだん よ あ わ せつめい
筆談や読み上げなどして、分かりやすく説明する。
- ◎ かんじ ふ がいらいご さ
漢字にふりがなを振り、なじみのない外来語は避ける。
- ◎ たが い し つた え たんまつ つか
お互いの意思を伝えるために絵やタブレット端末などを使う。
- ◎ しょう とくせい おう ざ せき き
障がいの特性に応じて座席を決める。 など

	さべつ およ ぎやくたい きんし 差別及び虐待の禁止	ごう り てきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
やくしょ こうてき きかん はたら ひと 役所などの公的機関で働く人	ほうてき ぎ む 法的義務	ほうてき ぎ む 法的義務
かいしゃ みせ じぎょうしゃ しみん 会社やお店などの事業者・市民	ほうてき ぎ む 法的義務	どりよく ぎ む 努力義務

しゃかいてきしょうへき
★ 社会的障壁とは ★

しょう ひと まいにち せいかつ おく うえ ししょう しゃかい
障がいのある人が、毎日の生活を送る上で支障となるような 社会にあるバリア
(じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
事物、制度、慣行、観念その他一切のもの) をいいます。



そうだん と あ まどぐち
相談・お問い合わせ窓口

- **社会福祉課障害福祉係 (市役所 1 階)**
 電話 (0973) 2 2-8 2 9 0 ファックス (0973) 2 2-8 2 5 8
 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝日および年末年始を除く)
- **日田市虐待防止センター「B e e すけっと」**
 電話 (0973) 2 7-6 2 5 1 ファックス (0973) 2 7-6 2 5 0
 受付時間 24 時間
- **大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター**
 電話・ファックス (097) 5 5 8-7 0 0 5 (障がい者 110 番)
 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝日および年末年始を除く)